

農業委員会だより

第1号 (平成22年12月発行)

—桜井市—



〒633-8585 桜井市大字粟殿432-1

42-9111(内線356)

<http://www.city.sakurai.nara.jp/>

発行: 桜井市農業委員会

ご挨拶



桜井市農業委員会
会長 堀内 成信

農業者のみなさまには、平素より農業委員会の活動にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり日本の食料自給率向上に向けて、昨年、農地制度が大きく変更されました。法人が農業分野へ進出するための規制緩和、活用農地の減少を食い止めるための農地転用基準の厳格化、遊休農地を減少させるための関係者への働きかけの強化など、農地の有効利用が強く求められています。

そのような中で、農業委員会といたしましても農業委員会だよりやホームページなどを通じて活動内容をできる限り公表し、みなさまからさらにご理解をいただけるような取組みを推進していきたいと存じております。

今後とも、みなさまからのご指導ご鞭撻をよろしくお願い申し上げまして、農業委員会だより発行のごあいさつといたします。

1、農業委員の紹介

	氏名	住所
会長	堀内 成信	出雲
副会長	植田 義實	川合
副会長	奥田 正春	大福
	土谷 好秀	上之庄
	福嶋 昭代	桜井
	狩田 芳弘	大豆越
	森 清人	笠
	久保 伸匡	山田

氏名	住所
西本 忠市	池之内
上田 當夫	竜谷
石井 稔人	出雲
前川 武一	脇本
松田 充弘	粟原
森田 清茂	瀧倉
中井 進	浅古
杉本 彬	箸中

氏名	住所
永橋 智徳	笠
井戸 隆夫	金屋
玉井 久陽	金屋
山中 祥匡	大泉
大西 弘	三輪
西川 武男	高田

2、農業委員の取り組み

農地法の申請等の確認

農地法に基づく農地の売買や農地転用等の申請書及び各種証明について、地域の支部長及び水利組合長と協力して、担当地域の農業委員が確認及び現地調査を行い毎月の定例農業委員会において担当農業委員が説明を行い審議を行います。



農地パトロールの実施

9月から11月にかけて、農業委員会では農地の利用状況の確認や違反転用の早期発見に向けて農地パトロールを実施しました。

農家の皆様のご協力ありがとうございました。

耕作管理がされていない農地は、草が茂り火災や病害虫の発生等を引き起こし近隣住民への生活環境に支障が生じることになります。

また、遊休農地に対する指導等が強化され、農業委員会が遊休農地の所有者に対し指導・通知・勧告等をし遊休農地対策をすることになりました。

引き続き農地の耕作・保安全管理をよろしくお願い致します。

3、農地の相続等の届出

平成21年12月の農地法改正により、
相続等により農地の権利を取得した場合は農業委員会にその旨の届出が必要です。
農業委員会はその農地を調査し、効率的な利用が図られないおそれがあるときはあっせんなどを行います。(農地法第3条の3の規定による)

- ・届出を要する方・・・農地法の許可を要せずに農地の権利を取得した方
- ・届出を要する権利・・・所有権(相続、遺産分割、時効取得など)、
地上権、永小作権、質権、賃借権等
- ・届出時期・・・権利を取得したことを知った時点からおおむね10カ月以内
- ・届出先・・・農地の存する市町村の農業委員会

4、農業委員会委員選挙人名簿の登載申請書について

下記の登載資格を満たす農業委員会委員の選挙権を有する人は、桜井市農業委員会委員選挙人名簿の調製のため1月1日現在の状況を記入した登載申請書を1月7日(金)までに選挙管理委員会にご送付をお願いします。

名簿登載資格

- 桜井市農業委員会管轄の区域内に住所を有していること。
- 年齢20歳以上(平成3年4月1日以前に生まれた人)
- 10アール(1,000㎡)以上の農地を耕作している人かその耕作している人と同居している親族又は親族の配偶者で年間概ね60日以上耕作に従事している人
- 欠格事項に該当しないこと

平成23年は農業委員の任期満了における農業委員選挙の年です。
申請書の提出がない場合は、上記の登載資格を有していても選挙権はありませんので、
上記の資格を有する人は必ず登載申請をお願い致します。

農地を貸したい方・
農地を借りたい方は
農業委員会事務局まで
ご相談ください。

老後の生活の備えに
農業者年金に加入しませ
んか？
詳しくは農業委員会事務局まで
お問い合わせください。

かけがえのない農地を守り活かしましょう！